一般社団法人不動産証券化協会認定マスター資格制度規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この制度は、一般社団法人不動産証券化協会(以下「本協会」という。)が、不動産証券 化に関する高度な専門知識と高い職業倫理を有する者に、一般社団法人不動産証券化協会認定 マスター(以下「マスター」という。)の資格を認定するとともにその称号を与え、投資家保護 と市場の健全な発展に寄与することを目的とする。

(身分)

第2条 マスターは称号であって、本協会の定款第6条に定める会員の種別ではない。

(称号)

- 第3条 マスターは、「一般社団法人不動産証券化協会認定マスター」と呼称することができる。
- 2 称号を使用する場合には、次に定める表記によるものとし、称号の権威と信頼性を保持するよう良識ある方法を用いなければならない。
 - (和名) 一般社団法人不動産証券化協会認定マスター
 - (英名) ARES Certified Master

(登録)

第4条 マスターは、本協会へ登録しなければならない。

(義務)

- 第5条 マスターは、年間登録料の納入、継続教育の受講、倫理行動モニタリングなど本協会が 定める諸規則の遵守の義務を負う。
- 2 マスターは本協会に届出の個人情報に変更があった場合には速やかに本協会に届け出なければならない。
- 3 マスターは、個人情報の変更を届け出なかったことや自らが誤った内容を登録したことにより、継続教育の受講や年間登録料の納入をすることができずに資格の喪失につながった場合にも、異議申し立てをすることができない。

(登録証明事業)

第6条 マスターの資格認定について、不動産特定共同事業法(平成6年法律第77号)第17 条第1項に定める不動産特定共同事業の業務管理者としての能力を有すると認める登録証明事 業として実施するに当たり、必要な事項はこの規則のほか細則及びマニュアルで定める。

第2章 資格の認定と申請

(認定審査)

- 第7条 マスターの資格認定を申請する者(以下「申請者」という。)は、別に定める申請書類を 期間中に提出しなければならない。
- 2 本協会は、申請者より提出のあった申請書類に基づき、次の要件及び第11条に定める条件 を審査し、適格と判定した者を理事会の議決を経てマスターと認定する。
 - (1)知識要件
 - (2) 実務経験要件
 - (3) 倫理行動要件
- 3 マスターの認定日は、理事会において認定が議決された日とする。
- 4 マスターの認定期間は、認定日から満5年の経過する日の属する年の3月末日までとする。 ただし、資格の更新を申請した者は、更新の可否が理事会において議決される日までとする。
- 5 マスターの資格認定に必要な事項は、細則として理事会の承認を得て会長が別に定める。

(知識要件)

- 第8条 申請者は、本協会が行う不動産証券化協会認定マスター養成講座(以下「マスター養成 講座」という。)の全課程を修了していなければならない。
- 2 マスター養成講座の内容及び運営に必要な事項は、細則として理事会の承認を得て会長が別に定める。

(実務経験要件)

第9条 申請者は、金融業あるいは不動産業等における実務経験を2年以上有していなければならない。

(倫理行動要件)

- 第10条 申請者は、マスター職業倫理規程ほか本協会の定める諸規則を遵守する旨の誓約書を 本協会へ提出しなければならない。
- 2 申請者は、本協会が次の目的で氏名を公表することを承諾する旨の承諾書を本協会へ提出し なければならない。
 - (1) マスター名簿のホームページ等への掲載
 - (2) マスターに関する問合せへの回答
 - (3) 更新審査時のピアレビュー
 - (4) 処分者の告知

(マスターの欠格事由)

第11条 本協会は、認定審査に当たり、申請者が次のいずれかに該当するとき、又は申請書若

しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、マスターの認定を行わない。

- (1)禁固刑以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (2) 申請の日以前5年以内に、不動産取引又は金融取引等に関して著しく不適当な行為をした者
- (3) 破産者で復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている者
- (4) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定の暴力団員又は同号に規定の暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (6) 資格の取消し処分を受けた日から5年を経過しない者
- (7) 資格の剥奪処分を受けた者
- (8) その他本協会の認定審査において不適当と認められた者
- 2 マスターは、前項第1号から第5号のいずれかに該当した場合、該当したことを知った日、 又は該当した事実が確定した日から30日以内に、欠格事由に該当した旨と内容を本協会へ申 し出なければならない。

(欠格事由に該当しない旨の誓約書)

第12条 申請者は、マスターの欠格事由に該当しない旨の誓約書を本協会へ提出しなければな らない。

(認定証の交付)

第13条 本協会は、マスターに対して、資格の認定証を交付する。

(年間登録料)

- 第14条 マスターは、認定後直ちに年間登録料(6,000円)を本協会へ納入しなければならない。
- 2 年間登録料の計算は4月から翌年3月の1年とし、毎年1年分を本協会の指定する期限まで に支払うものとする。
- 3 マスターがその資格を喪失した場合、本協会は既納の年間登録料を返還しない。

第3章 継続教育

(継続教育の目的と受講義務)

第15条 本協会は、マスターに対して、専門知識の更新、倫理行動の定着、専門性の向上を目 的として継続教育を行う。

- 2 継続教育の実施に関する必要な事項は、細則として理事会の承認を得て会長が別に定める。
- 3 マスターは、前2項に従い継続教育を受講しなければならない。

(相互学習)

第16条 マスターは、業界のリーダーとして、相互交流と相互啓発による相互学習を通じて専 門知識の共有化や能力の研鑽につとめなければならない。

第4章 資格の更新と申請

(更新)

- 第17条 資格の更新を希望する者は、本協会が定める期日までに更新を申請し、更新審査を受けなければならない。
- 2 更新審査において更新が認められた者の認定期間は、第7条第4項の規定に準じる。
- 3 資格の更新日は、理事会において更新が議決された日とする。
- 4 更新を申請する者は、所定の申請書類を本協会へ提出しなければならない。
- 5 資格の更新に必要な事項は、細則として理事会の承認を得て会長が別に定める。

(更新審查)

第18条 本協会は、更新を申請する者に対して、第7条第4項本文(第17条第2項で準じる場合を含む。)に定める認定期間における更新の倫理行動要件(マスター職業倫理規程ほか本協会の定める諸規則等の遵守の状況)について審査し、理事会の議決を経て決定する。

(更新の倫理行動要件)

第19条 本協会は、ピアレビュー等を通じて、マスターとして相応しい倫理行動がとられているかについて審査する。

第5章 資格の喪失と一時停止

(資格の喪失)

- 第20条 マスターは、次に該当する場合にはその資格を喪失する。
 - (1) マスターとしての登録を自ら辞退した場合
 - (2) 年間登録料の納入を怠った場合
 - (3) 更新の申請を行わずに認定期間が満了した場合
 - (4) 更新審査によって更新が認められずに認定期間が満了した場合
 - (5)継続教育の実施に関する細則に定める喪失事由に該当した場合
 - (6) 登録の一時停止の解除手続きを怠った、又は解除要件を満たさなかった場合

- (7) マスター本人が死亡した場合
- (8) 資格の取消し、又は資格の剥奪処分を受けた場合
- 2 前項第1号の規定に関わらず、本協会が処分事由に該当する情報を入手した以降、本協会はマスター本人からの登録を辞退する申出を受理しないことができる。
- 3 本協会は、第1項各号に該当した者に対して資格喪失を通知する。通知に記された日をもって資格は喪失する。

(登録の一時停止)

- 第21条 本協会は、次に該当する場合には、マスターの登録を一時停止することができる。
 - (1) 第11条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当した旨の申し出があったとき、あるい は該当していることが判明したとき
- (2) 長期療養によりマスターとしての義務の遂行が困難であり、本人あるいはその代理人からの登録の一時停止の申請があったとき
- (3) 出産育児に伴う休職、離職を理由として一時停止の申請があったとき
- 2 登録を一時停止した者は「不動産証券化協会認定マスター」の称号を使用することができない。
- 3 登録を一時停止した者はマスターとしての義務を負わない。ただし、一時停止の期間においても第24条に定める処分の対象となる。
- 4 登録の一時停止に関する必要な事項は、細則として理事会の承認を得て会長が別に定める。

(登録の一時停止の解除)

- 第22条 登録を一時停止している者は、本協会が定める期日までに登録の一時停止の解除を申請しなければならない。
- 2 本協会は、一時停止の解除にあたり、マスターとしての能力が保たれるように措置を講ずる。

第6章 倫理行動モニタリングと処分

(倫理行動モニタリング)

- 第23条 本協会は、マスター職業倫理規程を定め、マスターに対して専門家に相応しい公正かつ適正な行動を求める。
- 2 本協会は、次の方法によりマスターの倫理行動をモニタリングする。
 - (1) マスター名簿のホームページ等への掲載
 - (2) マスターに関する問合せへの受付け及び回答
 - (3) 更新審査時のピアレビュー
 - (4) 処分者の告知
- 3 マスター職業倫理規程は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

4 マスター職業倫理規程の改廃は、規律委員会の発議により理事会の承認を得て会長が行う。

(処分)

- 第24条 本協会は、マスターが次に該当する場合には、処分をすることができる。
 - (1) マスター職業倫理規程に反し、不正又は不当な行為を行った場合
 - (2) 関連する法令等に反し、不正又は不当な行為を行った場合
 - (3) 刑事法規に違反した場合
 - (4) 弁護士、公認会計士、建築士等の国家資格やそのほかの資格について処罰を受けた場合
 - (5) 第11条第1号、2号又は5号のいずれかに該当することとなった場合
 - (6) 第11条第1号、2号又は5号のいずれかに該当している事実が判明した場合
 - (7) 虚偽又は、不正の事実によってマスターの認定を受けたことが判明した場合
- 2 マスターは、前項各号のいずれかに該当した場合には、該当したことを知った日、又は該当 した事実が確定した日から 30 日以内に、処分事由に該当した旨と内容を本協会へ申し出なけ ればならない。

(規律委員会)

第25条 本協会は、マスターが前条第1項各号のいずれかに該当する場合には、本人及び関係 者から事情聴取を行うなど実態の把握につとめ、本協会の規律委員会においてマスターの処分 を審査する。

(処分の決定)

- 第26条 マスターの処分は、規律委員会の審議を経て理事会にて決定するものとする。
- 2 処分は、事情を斟酌し、厳重注意、戒告、一時登録抹消、資格の取消し、資格の剥奪のいずれかとする。

(処分の公表)

第27条 本協会は、マスターの処分について、処分の内容(処分を受けた者の氏名を含む)を 適当と認める媒体を通じて、公表することができる。

第7章 アソシエイトの認定

(アソシエイト)

第28条 本協会は、第7条第2項に定めるマスターの認定要件のうち実務経験要件のみを満た していない者に対して、一般社団法人不動産証券化協会認定アソシエイト(以下「アソシエイト」という。)の称号を与える。 (身分)

第29条 アソシエイトは、称号であって、本協会の定款第6条に定める会員の種別ではない。

(称号)

- 第30条 アソシエイトは、「一般社団法人不動産証券化協会認定アソシエイト」と呼称することができる。ただし、アソシエイトを呼称する際は、マスターとの要件の違いについて明確に説明しなければならない。
- 2 称号を使用する場合には、次に定める表記によるものとし、称号の権威と信頼性を保持する よう良識ある方法を用いなければならない。
 - (和名) 一般社団法人不動産証券化協会認定アソシエイト
 - (英名) ARES Certified Associate

(アソシエイトの登録)

第31条 アソシエイトは、本協会へ登録しなければならない。

(アソシエイトの義務)

第32条 アソシエイトは、マスターに関する第1章から第6章及び第8章の規定を準用し、同様の義務を負う。

(アソシエイトのマスター申請)

- 第33条 アソシエイトは、次に該当する場合にはマスターの資格認定を申請することができる。
 - (1) 第9条の実務経験を充足することとなったとき。
 - (2) アソシエイトとして登録した後2年以上が経過し、かつ継続教育の受講状況が別に定める細則の基準に達したとき。

第8章 資格の再認定

(再認定審査)

- 第34条 本協会は、マスター資格を喪失した者が再認定を申請した場合には、申請書類に基づき、次の要件等を審査し、適格と判定した者を理事会の議決を経てマスターと認定する。
- (1) 再認定の知識要件
- (2) 再認定の倫理行動要件
- 2 資格の再認定に必要な事項は、細則として理事会の承認を得て会長が別に定める。

第9章 教育·資格制度委員会

(教育・資格制度委員会)

- 第35条 本協会は、本資格制度の運営に当たり、本協会委員会等規則第2条第4項に基づき教育・資格制度委員会を設置する。
- 2 教育・資格制度委員会の活動は、次のとおりとする。
 - (1) 本資格制度に関する年度事業計画の検討
 - (2) マスター養成講座の修了者の決定
 - (3) マスターの認定審査と理事会への発議
 - (4) マスターの更新審査と理事会への発議
 - (5) マスターの再認定審査と理事会への発議
 - (6) フェロー候補者の選定と理事会への発議
 - (7) 本資格制度の企画およびその他運営に関する重要な事項の検討
- 3 教育・資格制度委員会は本資格制度の運営に当たり、必要に応じて本協会委員会等規則第2 条第7項に基づき小委員会を設置することができる。

第10章 補則

(細則)

第36条 本規則に定めるもののほか、本資格制度の運営に関する必要な事項は、細則として理事会の承認を経て会長が定めることができる。

(改廃)

第37条 本規則を改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

附則

- 1 この規則は、一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団 法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項に おいて読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日か ら施行する。
- 2 2013 年 3 月 26 日 理事会決議 2013 年 4 月 1 日 改正(会長決裁)
- 3 2013 年 9 月 25 日 理事会決議 2013 年 9 月 30 日 改正(会長決裁)
- 4 2017年1月23日 理事会決議 2017年2月2日 改正(会長決裁) 2017年4月1日 適用
- 5 2019 年 3 月 15 日 理事会決議 2019 年 3 月 25 日 改正(会長決裁)

2019年4月1日 適用

6 2021年4月23日 理事会決議

2021年5月10日 改正(会長決裁)

2021年5月10日 適用

以 上